平成２９年（フ）第９２号
新潟市西区青山３丁目２番12号　コーポ青山202号
債務者　松沢　シヅ
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９８号
新潟市中央区南笹口２丁目１番13号　レジオン田辺102号室、前住所新潟市中央区南笹口１丁目６番19号　田辺コーポ501号
債務者　山岸　　茂
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９９号
新潟市中央区稲荷町3527番地　市営住宅707号
債務者　南　　一樹
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１４号
新潟市南区能登942番地３　北陸第20アパート101号、前住所新潟市南区上下諏訪木1048番地３　T・Mコーポラス B103号
債務者　本田　道香
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６６号
山梨県笛吹市石和町広瀬374番地　メイプルＳＴ　３Ｅ、前住所静岡県浜松市西区雄踏町宇布見8299番地の１
債務者　賀茂　翔也
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８０号
山梨県韮崎市大草町下條西割37番地　サンコーポ秋山Ａ－２、前住所静岡県藤枝市光洋台19番地の７
債務者　クリオソ　オマールこと　ＣＵＲＩＯＳＯ　ＣＨＩＬＥＴ　ＦＡＬＭＥＲ　ＯＭＡＲ
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８６号
山梨県甲府市富士見２丁目11番２－308号、前住所山梨県甲府市千塚５丁目13番13号
債務者　笠井　和子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４４号
長野県松本市井川城３丁目10番56号　エスポワールＩカサイ202
債務者　原田　　勇
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第５３号
長野県松本市村井町北２丁目８番23号　クローバーヒル102
債務者　古畑　修身
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２０号
長野県伊那市美篶9071番地６　楓青山ハイツＡ棟303
債務者　山口　真一
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第６５号
岐阜県羽島市竹鼻町1480番地８
債務者　安田　千尋
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第９５号
岐阜市鏡島3065番地１（ジュネス・ドミールＣ棟　102号）、前住所岐阜市福住町２丁目４番地１（ファミール岐阜　304号室）
債務者　山﨑　和代
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５６号
静岡県富士市柚木113番地の１　コーポラス広町102号
債務者　深澤　由美
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第６６号
静岡県富士市厚原147番地の１　コウジィーコートⅡ－203号
債務者　勝亦　勇司
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第７３号
静岡県富士宮市三園平457番地の５　K’ｓタウンＤ棟
債務者　若林　仁江
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
静岡地方裁判所富士支部